

## 令和5年和泉市教育委員会第12回定例会

日 時：令和5年12月21日(木) 午後4時00分から  
場 所：和泉市役所3階 3A・3B会議室

### 出席者

#### 教育委員会

教育長	小川 秀幸
教育長職務代理者	深堀 知子
委員	酉家 章弘
委員	久米 ひろみ
委員	中西 正人
委員	小谷 美樹

#### 事務局

教育次長兼教育・こども部長 (教育・こども部)	土本 修一
教育指導監	上田 茂幸
教育・こども部次長兼教育総務課長	鍛冶 公哉
学校園管理室長	佐々木 敦
学校教育室長	阪下 誠
こども未来室長	西角 雅士
学校教育室教職員担当課長	鈴木 俊孝
こども未来室幼保運営担当課長	北野 剛司
教育総務課長補佐	大西 薫
教育総務課企画係長	小路 佑樹
教育総務課総務係 (生涯学習部)	西川 世理奈
生涯学習部長	辻 公伸
生涯学習部次長	前田 志織
生涯学習推進室長	西田 尚司

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名について
3. 教育長の報告
4. 審議事項  
議案第 42 号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する  
条例施行規則の制定について
5. 承認事項  
(1)令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会における補正予算について  
案件 1 民間保育所等物価高騰対策支援事業
6. 報告事項  
(1)和泉市立学校における働き方改革の取組指針（案）について  
(2)医療的ケア機能を備えた認定こども園の運営事業者決定について
7. その他
8. 閉会

小川教育長	<p>定刻となりましたので、令和5年和泉市教育委員会第12回定例会を開会します。</p> <p>第11回定例会の会議録ですが、事前に配付し、ご確認いただいておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、第11回定例会の会議録について承認することとします。</p> <p>今回の会議録署名委員は、深堀職務代理者と小谷委員を指名しますので、よろしくをお願いします。</p> <p>次に、資料「教育長の報告」をご覧ください。</p> <p>令和5年11月9日から12月20日までの主な活動を掲載しています。</p> <p>何かご質問等ございませんか。</p> <p>それでは、議事を進めてまいります。</p> <p>本日は、審議事項1件、承認事項1件、報告事項2件です。</p> <p>議案第42号「和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例施行規則の制定について」事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
鈴木課長	<p>教職員担当の鈴木です。</p> <p>提案の理由は、和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、所要の規定の整備を行う必要があるためです。</p> <p>規則（案）は6つの条文で構成しており、府費負担の教職員の制度に準じています。</p> <p>第1条は規則の趣旨について規定しており、和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の施行に関し必要な事項を定めています。</p> <p>第2条は号給の格付について規定しており、条例第2条第3項の教育委員会規則で定める初任給の基準は、別表第1のとおりとすると定めています。</p> <p>第3条は教員特殊業務手当について規定しており、部活動指導や非常変災時等の特殊業務について定めています。</p> <p>第4条は義務教育等教員特別手当の月額について規定しており、別表第2において、1万1,500円から2万2,900円の間で、号給に応じて定めています。</p> <p>第5条は準用について規定しており、市費負担教育職員の給与等について、府費負担教職員（常勤の講師に限る。）の例によるとしています。</p> <p>第6条は補則について規定しており、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定めるとしています。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第42号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。</p>

	<p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、議案第 42 号は、原案どおり可決します。 審議事項は以上ですので、承認事項に移ります。 承認事項 1「令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会における補正予算について」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p> <p>幼保運営担当の北野です。 本来、教育に関する予算の措置については教育委員会の意見を聞く必要がありますが、当該補正予算については、12 月 6 日に令和 5 年和泉市議会第 4 回定例会追加議案として議案書配付、12 月 15 日に審議となったことから、スケジュール的に教育委員会会議を開催することができず、教育長の臨時代理で対応しました。 補正の金額は 1,215 万円です。 補正の理由は、安定的な市民サービスの確保のため、物価高騰の影響を受けながら市民サービスの提供を継続する市内民間保育所・認定こども園・私立幼稚園等に対して、施設の規模に応じて物価高騰支援を行うためです。 対象となる施設は記載のとおりで、11 月 1 日の児童数に応じて支援する金額を 5 万円から 50 万円と段階的に設定し、支援を行います。 算出根拠は、各施設で必要となる食費に対して、9 月時点での前年同月比の消費者物価上昇率を乗じ、1 年間に上昇した金額を算出しています。1 か月分の食費 5,400 円に物価上昇率 4.6%を乗じた額約 248 円を基に、園児 1 人当たり 1 年間の影響額の目安を 3,000 円程度と見込んで算出しています。 民生費として保育施設分 1,080 万円、教育費として私立幼稚園分 135 万円に分けて要求を行いました。</p>
北野課長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。 ないようですので、お諮りします。 承認事項 1 について、承認することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p> <p>ご異議ないようですので、承認事項 1 は、承認します。 承認事項は以上ですので、報告提供に移ります。 報告事項 1「和泉市立学校における働き方改革の取組指針（案）について」、事務局（学校教育室）から説明願います。</p>
小川教育長	<p>教職員担当の鈴木です。 本市は、これまで働き方に関する意識改革を図る取組み及び業務改善推進の取組みの両面において、様々な業務改善に取り組んできました。これらの取組みにより、一定の成果が見られる一方、ひと月あたりの時間外勤務時間数が</p>
鈴木課長	

未だ 80 時間超となる教員もいることから、教員の長時間勤務の抜本的な解消に向け、更なる取組みが必要と考えています。

教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組みを整理しつつ、今般、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針（案）」を策定しましたので、概要を報告します。

「和泉市教育委員会、学校の責務」を明確にし、また、働き方改革を推進するにあたり、ポイントとして、目的の明確化、意識改革の重要性、業務の見直しの 3 つを挙げました。

取組指針の策定にあたり、教員の負担軽減に寄与するこれまでの取組みを整理しました。特に、音声ガイダンス電話の設置や自動採点システムの導入については、学校現場の教員から「教材研究や学年の打合せ等の時間が確保できる」や「業務の軽減につながっている」といった声を聞いています。

本市の働き方改革の目的である、教職員が健康でやりがいを持って働くことができる環境整備や、子どもと向き合う時間を十分に確保し、学校教育の質を維持・向上させ、そのための目標として、「時間外在校等時間」が上限の目安時間を超過する教職員数「0」に向け、これまでの取組みを継続しつつ、以下の 6 点を軸に働き方改革を推進します。

#### (1) 「教職員の意識改革」について

教職員においては、無制限・無定量の勤務を是とせず、教職員一人ひとりが組織の一員として効率的に業務を遂行する意識、タイムマネジメントの意識を持つことの重要性について、各校管理職が指導助言を行うとともに、管理職においては、現在、教職員が行っているあらゆる業務について、必要性、効率性の観点から、組織的かつ継続的に見直すことについて、市から校長会等を通じ指示します。

#### (2) 「学校運営体制の見直し」について

各教員が担う業務量の平準化、小学校における教科担任制の導入、授業時間数の見直し、ゲストティーチャーなど地域人材活用の推進をします。

#### (3) 「DX 化の推進」について

具体的には、新しい校務支援システムの活用に向けた研修の実施や Google フォーム等を活用した各種調査の実施を推進するとともに、働き方改革における好事例の収集を行い、市全体に好事例を発信します。

#### (4) 「行事等の見直し」について

市主催の行事や学校行事及び各種研修等の改善・見直しをします。

#### (5) 「専門スタッフの活用等」について

専門スタッフを有効活用することで、業務の効率化を図ります。また、そのための人材確保も重要と考えます。

#### (6) 部活動における負担軽減（地域移行を含めた部活動の在り方の見直し）

部活動指導員の拡充を行います。

本取組指針に基づき、管理職による勤務時間管理の徹底、それぞれが担うべき業務へ注力できる体制づくり、教職員一人ひとりの「勤務時間」への意識の

	<p>醸成を一層促進し、教職員の働き方の改善と本市学校教育全体の質の向上を図ります。</p>
小川教育長	<p>説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p>
酉家委員	<p>教職員の時間外在校等時間上限の例外はどのようなものですか。</p>
鈴木課長	<p>例えば、突発的な生徒指導案件が起きた際の保護者対応で時間を要する場合などです。</p>
酉家委員	<p>例外が4項目あるので、教職員に対して分かりやすい表現が必要と感じました。</p>
小谷委員	<p>時間外勤務時間の軽減について、本人の意識だけではなかなか変わらないと思うのですが、管理職の管理責任はどのようなものですか。また、在宅勤務は可能か、出退勤管理や業務のデジタル化・ペーパーレス化はどの程度進んでいるかについて教えてください。</p>
鈴木課長	<p>管理職は所属の職員に対して業務量や勤務時間の管理・監督責任があります。校長会等を通じて、声掛けだけでなく、業務量の平準化や軽減といった具体的な手立てを取るよう伝えています。</p>
小川教育長	<p>補足ですが、校長の評価の項目には、所属職員の勤務時間管理、軽減に対する取組みができていくかという内容が含まれています。具体的な取組事例もたくさんあり、学校で実践できるような事例は、集約して校長会や事例発表会などを通して水平展開しています。</p>
小谷委員	<p>学校ごとの具体的な KPI はありますか。</p>
小川教育長	<p>今年度で何%減らす、といった目標数値はあります。 それでは、2点目の DX 化についての質問の回答をお願いします。</p>
鈴木課長	<p>条件により、在宅勤務は可能です。出退勤管理は、今年8月に校務支援システムを入れ替え、以前と同様に、時間外在校等時間も端末で把握できるようになっています。ペーパーレス化についても、押印を求めないなどの取組みを進めています。</p>
小川教育長	<p>在宅勤務が認められる例は、かなり限定されていますが、現状はいかがですか。</p>
鈴木課長	<p>夏季休業中、冬季休業中など、子どもたちが学校に来ない時でなければ在宅</p>

	勤務は難しい状況ですが、在宅勤務をしている教員はいます。
小谷委員	在宅勤務に関して、教員からの意見は聞いていますか。
鈴木課長	学校という職場の特性上、在宅勤務を強く望む声は聞いておりません。直接子どもたちと対面して授業を行うことが主たる業務なので、在宅勤務は限定的であると思っています。
小谷委員	固定概念を取り外して他業種の職場における取組みを取り入れてもいいかと思いました。
小川教育長	他に何かございませんか。
久米委員	教員の病気休暇による教員不足が問題になっていると思いますが、そのような現場では、働き方改革の中身を充実させても、時間外在校等時間の短縮が難しいと思います。突発的な事象が起きた際に、できるだけ時間外在校等時間の上限を超過しないようにする支援策があまり見られないと思いました。
鈴木課長	本来は常勤講師の枠には常勤しか配置することができないのですが、教員不足による負担軽減を図るため、府と協議をし、非常勤講師を学校に配置している状況です。
久米委員	突発的な事象が起きた際のサポート体制を明文化することで、教員の安心感を生み、働くことに対する意識も変わってくるのではないかと思います。
深堀職務代理者	例えば、行事等の見直しについては、教育委員会だけでできることではなく、現場の先生の意見を基に考えていくことだと思いますので、せっかく作っていたいただいた取組指針を、現場の1人ひとりの先生方にもきちんと届けていただきたいと思います。
鈴木課長	校長会等で周知し、全教職員に伝わるようにします。
小川教育長	現状、働き方改革に関する情報を教員にどのように周知しているか説明をお願いします。
鈴木課長	主に、管理職から直接伝えていただいています。また、国や府から届いた文書や好事例は、電子フォルダーに格納し、教員それぞれが見ることができるようになっています。
小川教育長	他に何かございませんか。

小谷委員	働き方改革を進めるうえで、会議資料や保護者へのお便りのデータ化が重要ですが、そのためのクラウドは充実しているのでしょうか。
阪下室長	<p>学校教育室の阪下です。</p> <p>保護者への文書配布のデジタル化については、テトルという保護者連絡アプリを導入し、添付文書を送る形になっています。教職員の校務支援の端末についても、本年8月に更新し、クラウド化しました。</p>
小谷委員	先生方の会議もペーパーレスで行われているのですか。
阪下室長	基本的にはペーパーレスです。
小川教育長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>ないようですので、続いて、報告事項2「医療的ケア機能を備えた認定こども園の運営事業者決定について」、事務局（こども未来室）から説明願います。</p>
北野課長	<p>幼保運営担当の北野です。</p> <p>令和8年4月に開設予定の市立芦部保育園の民営化に伴い、医療的ケア機能を備えた認定こども園の運営事業者を決定しました。</p> <p>運営事業者は「社会福祉法人大阪愛心会」、事業種別は、幼保連携型認定こども園、定員は1号幼稚園部分が15人、2・3号保育園部分が120人の合計135人です。そのうち10人程度の医療的ケア児の受入れを予定しています。</p> <p>開設場所は一条院町にある消防本部跡地、開園日は、令和8年4月1日です。</p> <p>応募事業者は、当該事業者1者のみで、和泉市立保育所移管選考委員会での審査の結果、得点が100点満点中、75.2点と、合格基準点の57点を超えていたため、運営事業者として決定したものです。</p> <p>今後、準備が整い次第、芦部保育園の保護者への説明を行い、開園に向けて保護者・事業者・市の3者協議会を適宜開催します。消防本部移転後の令和7年3月より、施設整備等を行い、令和8年4月の開園に向けて、運営事業者とともに取り組んでまいります。</p>
小川教育長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、本日の定例会は終了します。</p>

## 令和5年和泉市教育委員会第12回定例会の様子



傍聴は当日受付しています。皆様の傍聴をお待ちしております。

### 傍聴方法：当日受付

開会時刻15分前から先着順で入室可能ですが、その時点で定員を超える場合は抽選とします。(定員数は会場により異なります。)

ただし、人事に関する事など非公開となる案件は傍聴できません。